

コミュニケーションと意味

—— 社会システムの動態をいかに記述するか？

毛利 康 俊

はじめに

一 出来事、および「意味」の三つの次元

1. 三つの次元

2. 出来事

(一) 心的システム

(二) 社会システム

二 社会システムの作動と機能、および「意味」の三つの次元——法システムの作動を例に

1. 法規範

2. 法システム

(一) 法システム作動の前の状況

(二) 法システムの作動

(三) 法システム作動後の状況

3. 法システムの作動と機能

三 全体社会の変化の影響——リスク社会化を例に

1. リスク社会化への法システムの応答

2. リスク社会化と法システムの機能発揮の困難化

おわりに

参考文献

はじめに

コミュニケーションと意味の関係とえば、一般的には、「コミュニケー

ジョン」を通じて「意味」が送り手から受け手に移動するという関係が思い浮かべられるかもしれない(移送モデル)。しかし、「意味」とは、モノのようにどこかからどこかへ移動するものなのだろうか? 正面切ってそう問われるならば、否と答えたくなるだろう。しかし、移送モデルを手放した途端、コミュニケーションとの意味の関係は、途端に曖昧模糊としてくる。では、両者の関係はどのように捉えられるべきだろうか? この問いは、ドイツの社会理論家、N. ルーマンの創始になるルーマン派システム論にとっては、きわめて重要な意味を持つことになる。というのはルーマンは、移送モデルを明示的に退けるとともに(SS, S. 193 = 189頁)、他方で、「意味」と「コミュニケーション」こそが、彼の理論の根底に存在する概念だとしているからである。すなわち、彼は、その初期から晩年にいたるまで「意味」の概念を基礎概念としており(vgl., Luhmann, 1971 = 1984; SS, Kap. 2; GdG, Kap. 1 - III)、かつ、後期では、社会システムはコミュニケーションからなる意味的システムとされている(vgl., SS, Kap. 4)。

では、ルーマンは意味とコミュニケーションとの関係をどのように規定しているのだろうか。彼は最晩年になって、次のように述べている。

「意味というメディアの特性は、認識する諸システムが作動上閉じられているとの事態に対応する、必然的な相関物なのである。意味が存在するのはただ、意味を用いる作動の意味としてだけである。これはすなわち、作動によって規定されるその瞬間にのみ存在するのであって、その前にもその後にも存在しないということでもある」(GdG, S. 44 = 33頁)。

ここで「認識する諸システム」ということで、心的システムも社会システムも、ともに考えられていることに注意しよう(vgl., GdG, S. 45 = 34頁)¹。さらにルーマンの言うメディア／形式の対比を念頭に(vgl., GdG, S. 190ff =

1 念のために付言すると、ルーマンはある人の挙動が「然々の意味を持つ行為」として自己や他者たちによって「認識」(＝観察)されることを通じて社会的空間において「行為」が成立すると考えているので、ここではたんに認知活動のみが考えられているのではない。

209 頁以下)、この一節をかみ砕いてみれば、次のようになろう。心的システムとは、その都度の特定の意味メディア上の布置を前提として「思考」が紡がれ、その「思考」の度に、新たに特定の意味メディア上の布置が生じ、その意味メディア上の布置を前提に・・・という連鎖において、存立するものである。社会システムとは、その都度の特定の意味メディア上の布置を前提として「コミュニケーション」が紡がれ、その「コミュニケーション」の度に、新たに特定の意味メディア上の布置が生じ、その意味メディア上の布置を前提に・・・という連鎖において、存立するものである。

してみれば、心的システムや社会システムの動態を記述するとは、意味メディア上の布置を前提とし作動（思考、コミュニケーション）が生じ、その結果として意味メディア上の布置が変化するという過程を記述することである。したがって、建前上は、ルーマンの理論においては、作動（思考、コミュニケーション）の理論と意味の理論が密接不可分に結びついているはずである²。

ところでここで注意すべきことに、ルーマンは、意味には3つの次元、すなわち事項的次元 (Sachdimension)、時間的次元 (Zeitdimension)、社会的次元 (Sozialdimension) があるという³。すると、上記のシステムの動態の記述は、特定の作動（思考、コミュニケーション）が、その都度の三次元の軸に沿って展開する意味の布置をどのように踏まえ、それにどのような変容をもたらすかの記述を内実とするはずである。だが、その記述は相当に複雑になることが予想される。というのは、この三次元での意味の布置の変動は、関連しつつも、相互に独立に生じるとされるからである。

さらに見落とすことができないことに、多くの社会的事象は複数の社会システムの作動が折り重なるようにして生じているのだから（毛利、2014 年、

2 つまり、システムの挙動を記述するとは、作動の面での変化と意味メディア上での変化を表裏の関係にあるものとして記述することのほずである。筆者は以前、この動態の両面的記述をなす理論を、動的双相理論と称し、ルーマンの理論は晩年に至って動的双相理論に到達したと評価したことがある（毛利、2014 年、参照）。

3 ルーマンは、この三次元の分化自体も歴史的に成立してきた事態だとするが (SS, S. 127f= 121 頁以下)、本稿ではこの点には立ち入らない。

第1章、参照)、社会システムの動態はたいていの場合に他の社会システムにおける相即的な意味の三次元の変動との関連においても記述されるべきである。また関連して重要なのは、心的システムの作動(思考)が社会システムの作動の前提になっていることである(GdG, S. 103f = 105頁以下)。つまり、心的システムと社会システムは構造的にカップリングしており(GdG, S. 92ff = 90頁以下)、意味の面に着目するならば、両者の間には相互浸透が生じる(SS, Kap. 6 = 第6章)⁴。してみれば、社会システムの動態の記述は、さらに複雑になることを想定せざるをえない。というのも、1つの社会システムを記述するだけでも、(社会システムと関連する心的システムたちの)三次元的に変容するもの同士の関係を扱わなければならない、あるいは少なくとも、背景にそうした複雑な事態を想定しつつ記述をしなければならないからである。

ではルーマン派システム論が現状において、かかる複雑な記述をすぐさま実施しうる結構を備えているかという、残念ながらそうではない。

第一に、かかる記述をなすにはシステム・レファランスを明確に確定(言及対象のシステムの特定)し、区別することが必要であるが(毛利、2014年、第1章、第2章、参照)、ルーマン自身は特定システムの挙動を記述する際にシステム・レファランスを曖昧にしたまま議論を進めていることが極めて多い。たとえば、ルーマンにおいて、法(規範)は全体社会システムの構造であり、法システムは全体社会システムの機能(的部分)システムの一つである⁵。しからば、法について語る場合には、全体社会システムと機能システムとしての法システムの区別と関連を記述すべきであるところ、たいていの場合にルーマンは、「法」という言葉で両者を一括して語る結果、複数システムの区別と関連を記述するという重要な(そして、おそらく有意義な)

4 ルーマンにおいては心的システムも社会システムもともにオートポイエティックなシステムとされており、その語感から、ではそもそも両者が関連しつつ作動すること自体ありえないではないかという疑念が呈されることがあるが、これはルーマンにおけるオートポイエシス概念の誤解に基づく。この点については、毛利(2014)の第1章を参照。

5 さらにややこしいことに、「法システム」が機能システムならぬ組織システムの一つであるところの「司法システム」の意味で用いられることもある。

課題をスキップしてしまっている。すなわち、そもそも三次元的意味同士の関係への踏み込みがスキップされるのである。

第二に、意味の三次元を語る場合、ルーマン自身は、心的システムにおけるそれを想定しているかのような語り口にほぼ終始しており、社会システムにおける意味の三次元はいかなるものかが不分明である。その結果として、ルーマン自身は、そしてルーマン派システム論は、心的システムと社会システムそれぞれの意味の三次元がどのように関係するのか、さらには、社会システム同士のそれぞれの意味の三次元がどのように関係するのかの記述には、ほとんど進めていないのが実情である。

したがって、ルーマンの残した理論プログラムを実行する道筋を理解するには、ルーマンの所説を祖述するだけでは到底足りず、ルーマンの所説を素材にしつつ、相当の補足的解釈を施し、それを再構成する必要がある。

以下本稿では、まず、意味の三次元が出来事を通じてどのように変化するかを、心的システムにおけるそれと社会システムにおけるそれを分節化しつつ理解し（以上、一）、次にその成果を踏まえて、ルーマン派システム論においては社会システムの動態と機能がどのように記述されるかを、法システムの動態を素材に瞥見し（以上、二）、さらに、その応用例として、全体社会における状況の大局的变化が法システムの動態と機能様式に及ぼす影響について、ルーマンの残している所説に整合的解釈を与えることを試みる（以上、三）。本稿の目的は、社会システムの動態について、こうした複雑な記述をなすことがどういうことであるかを多少なりとも具体的に明らかにし、そうした記述の意義を検討することである。結論として、こうした記述は一見した以上に複雑であるが、そうした労苦は十分に報われるものであることが明らかになるであろう。

一 出来事、および「意味」の三つの次元

1. 三つの次元

ルーマンの意味および意味の三次元の理論の内容を⁶、本稿に関連する限

りで、まずは、直観的に理解しやすいと思われる、心的システムに即して見ておこう (vgl., SS, S. 92ff = 87 頁以下)。要点を列挙すれば、以下のとおりである。

- ①人はパースペクティブの中心であり、そこを中心としてさまざまな地平⁷が広がっている。
- ②人(自我)は様々なモノと人(他我)に取り囲まれている。
- ③世界はそれぞれの人に应じ、自らが習得している概念体系に应じて分節化している。自己の体験と経験に应じて概念体系は変化する。
- ④(事項的次元)モノには内的地平がある。つまりモノには現には見えていない様々な側面がある。それら諸側面に伴われての、そのモノである。モノには、外的地平がある。つまり、特定のモノは他のもろもろのモノとの、遠近様々、種類も様々な連関のうちに置かれて、そのモノとして存在している。
- ⑤(時間的次元)さまざまな出来事、体験、経験は「それ以前 Vorher / それ以後 Nachher」の区別をもとに互いに関係づけられうる。さまざまなモノや他我と自己とのかかわり(体験・経験)には、すでに実現したものもあれば、これから実現するだろうと予期されているものもある。「過去/未来」の地平が開けると、次のように出来事、体験、経験が配列されうる。過去の地平では、もろもろの出来事が「今より前にあったそれ」「今より前にあったそれ以前にあったあれ」「今より前にあったそれ以前にあったあれの以前にあったあれ」・・・と、また、「今より前にあったそれ」「今より前にあったそれより後であったあれ」「今より前にあったそれ以後にあったあれより後であったあれ」・・・と、配列されうる。未来の地平では、「今よ

6 ルーマンの意味の理論は、フッサール現象学のそれを換骨奪胎することによって成立している。この点につき、今となっては古いところもあるが、さしあたり、毛利(2010年)参照。

7 事項的次元、時間的次元、社会的次元のいずれも地平的構造を有するから、ルーマンにおいては、心的システムや社会システムの作動と相関的に変動する意味メディアにおいて重要になるのは、現実的/可能的という区別である (vgl., GdG, Kap. 1 III = 第一章 III)。本文の以下の論述でもこの区別を踏まえているが、煩瑣を避けるためにこの区別に明示的に触れることはない。

り後に起こるはずのそれ」「今より後に起こるはずのそれより以後に起こるはずのあれ」・・・と、また、「今より後に起こるはずのそれ」「今より後に起こるはずのそれ以前に起こるはずあれ」・・・と、配列されうる。

- ⑥ (社会的次元) 人は「他我も自分とは別のパースペクティブの中心である」と了解している。したがって、他我と関わるモノが私から見えているモノと同じものであるとしても、他我はそのモノを私とは異なる内的地平・外的地平の下で見ているはずだということを、自我は了解している。また、私と共存している他我であっても、他我の時間的地平は、私のそれとは違った形で分節化しているはずだと、自我は了解している。そして他我の地平のなかに「私」も登場しているから、他我も「私」のことを他我とは異なるパースペクティブの中心とみなし、そこから他我とは異なるかたちで事項的、時間的地平が開けているはずだということを了解しているはずだ、と了解している。こうして自我は、多数の遠近様々、種類も様々な多数の他我のいる地平のなかで生きている。自我と他我のもとには、別の地平が開けている以上、その地平の具体相に完全な一致などあろうはずがないことは、互いに承知の助であるし、その細目について具体的にはなにも知らないことも、互いに合点している。とはいえ、社会生活が成り立っている以上、不都合がない程度には、自他に聞ける諸地平には重なり合う部分もある(はずだ)し、他方、事項的・時間的な内容において折り合わないものもありうる、という了解も成り立っている(コンセンサス Konsens / 非コンセンサス Dissens)。
- ⑦ 出来事も体験も経験も「・・・として」生じるから、これらはすべて意味的現象である。ルーマンの言い方で言えば、これらは「意味メディア上」の出来事である。

2. 出来事

(一) 心的システム

なんらかの有意義的な出来事は、もろもろの地平のなかで、つまり、三つの次元を有する意味メディアのなかに位置づくことで意味を獲得し、また、

それが不可逆的な出来事である限り、地平に、つまり、三つの次元を有する意味メディアに変容をもたらすはずである。これは、日常ありふれた風景のはずであろう。たとえば、このように。

あなたはある日、普段は曲がらない道を気まぐれに曲がったことから、たまに訪れていた自分好みのレストランへの近道を、思いがけずに発見してしまった。それからあなたはそのレストランに、以前よりたびたび通うようになり、店主ともたまには世間話をするようになった。あるとき、あなたがいつものコース料理を注文しようとメニューを開きかけたところ、店主から声をかけられた。「ごめんなさいねえ、いつものコース、値上げになっちゃったんですよ・・・」。

近道を見つけたという経験をした段階で、そのレストランの体感空間的位置はあなたにより近いものに変わった。これは事項的次元での変化である。また、時間的次元では、未来地平のなかのそのレストラン訪問頻度がより高いものに変更された。社会的次元では、店主はより社会的距離が近い他我に位置づけが変更がされ、すなわち、諸地平の重なりとズレの意義が今後より大きくなる可能性のある他我とみなされるようになった。

店主の側では、あなたの来店ペースがあがるにつれ、社会的次元のあなたの地位が「お得意さん」に変更された。実際、二人の間では、「最近、物の値段が上がってしょうがないね」「円安のせいですかね」「なんでもアベノミクスのせいらしいよ」「へえ」などという会話もなされた。もちろん、これだけで、意味世界の事項次元で政治的ポリシーがどのような配置になっているのかなどは、お互いわからない。ただ、両者の社会的次元では、「相手は物価上昇の傾向は不可避と思っているし、自分もそう思っていることを相手も知っている」という理解がなりたった(部分的コンセンサス)。こうしたコンセンサスがあると信じたからこそ、店主は余計な言い訳などせずに、ただ値上げの事実を告げたのだし、こうしたコンセンサスがあればこそ、かりに店主が「材料費があがっちゃってうちの経営も・・・」などと長広舌を始めたならば、あなたはそれを野暮にも言い訳じみた振る舞いにも感じたかもしれない。

(二) 社会システム

以上は二つの心的システムそれぞれについて、出来事が意味の三つの次元に引き起こす変化の例である。他方、この事例においては、二人の間の相互行為という社会システムの連鎖が生じている。

近道発見以前にも、あなたと店主の間には相互行為があった。このいくつもの相互行為という社会システムの歴史的連なりは、あなたと店主の思考と挙動の文脈をなしている。そういう文脈を提供しうる限り、その相互行為という社会システムは——文脈というのはその文脈への関与者の誰一人にとってもその自由にしうるものではない以上——、あなたを中心として張られた三次元に展開する意味分節とも、店主のそれとも別個の、それ独自の、三次元に展開された意味分節を、あなたと店主に提供しているはずである。この相互行為システムが提供する意味分節は、それが親密なもの同士の間の相互行為ではない以上、あなたや店主を起点として張られるそれぞれの心的システムにおける三次元的意味分節——当然のことだが、それぞれが、あなたや店主の「人生」そのものであるところの豊饒なる意味の海である——に比べれば、ごく希薄なものにすぎない。たとえば、あなたと店主は、「客」と「店主」として位置づけられ（事項的次元）、過去に一定頻度で来店があり未来にもその程度の来店が見込まれる（時間的次元）。ところで、あなたと店主の間の相互行為は、以前の相互行為を踏まえているから、それなりの歴史性を有する。したがって、ある時のあなたと店主の相互行為のなかにおいて生じた出来事はしかるべき含みを持つ。たとえば、「いつものコース、値上げになっちゃったんですよ・・・」に一言、「うちもね・・・」と添えるのが一番スマートだったかもしれない。しかし、店主はそれは言い訳がましく感じたかもしれないが、その一言がなかったために、あなたのパースペクティブからは、それはぶっきらぼうに聞こえたかもしれない。つまり、社会システムには、それに関与するどちらの自我（社会システムから見て「他我」）のいずれにも解消できない「パースペクティブ」があるのであり、そのこと自体は通常、どちらの自我にも了解されている（自我から見た「他我」としての社会システム）（社会的次元）。

さて、このように心的システムにおける意味の三次元を起点に、それと社会システムの関係を見てきたから、なにかしら、社会システムはもろもろの心的システムの関わり合いの中から生まれる、泡のように希薄な実在性しかもたないように感じられたかもしれない。しかし、あなたと店主の間で、そしてあなたや店主と相互行為という社会システムの間で、相互に対する不透明性を抱えつつも、このようなかかわりが可能であるのは、あなたと店主、社会一般のあいだで概念体系に類似性が成り立っているからであるが、なぜそうしたことが成り立つかといえば、それは、あなたや店主、その他の人々が、もろもろの社会システムとのかかわりのなかで育ち、経験を積んできたからであろう。また、そもそも法システムや経済システムの平滑な作動が前提できるからこそ、親密な関係にないあなたと店主のあいだで、前述のような相互行為が可能になる。とすれば、むしろ、もろもろの心的システムの方が、もろもろの社会システムの織り成す渦のまにまに浮き沈みする泡のように見えてこないだろうか。

しかし、ルーマンにおいては、心的システムの実在性と社会システムの実在性に差はない。「諸システムが存在する」、これがルーマン流のシステム論の出発点である(SS, S. 30 = 27頁)。

さて、以上で心的システムと相互行為という社会システムにおいて、あれこれの出来事をきっかけとして意味の三次元にどのように変化が生じるかを見てきた。逆に、意味の三つの次元になんらの変化も及ぼさなかったとすれば、およそ出来事があったなどとは言えないだろう。してみれば、一般に社会システムの作動も、一個の出来事である限り、意味の三次元でなんらかの変化を引き起こすことになるだろう。次節では、これを法システムの作動を例に見ていくことにしよう。

二 社会システムの作動と機能、および「意味」の三つの次元—— 法システムの作動を例に

1. 法規範

法規範は、ルーマンにおいて、事項的、時間的、社会的に整合的に一般化された行動予期として定義されている。時間的に一般化されているとは、だれかが予期に違背した行為に出てもその予期自体は維持されるということであり（「認知的予期」に対して、「規範的予期」と言われる）、事項的に一般化されているとはその予期が複数の事例に当てはまるということであり、社会的一般化とは特定の内容の予期が第三者の予期の予期を通じてだれもがそう予期するだろうと予期されるようになることである。「整合的に」と殊更に言われるのは、意味の三つの次元は連動しつつも独立に変動するので、それらが必ずしも整合するとは限らないからである。ルーマンによれば、法規範は全体社会システムの「構造」、すなわち、社会のすべての人々が自らの行動の手掛かりにしうるものであるから、そういう役割を果たしうるためには、事項的、時間的、社会的の三つの次元が整合していることが必要なのである（vgl., RS, esp., Kap. 2 §6 = 第2章6）。

「人は人のものを盗まないものだ」という予期を例にとってみよう。「人は人のものを盗まないものだ」との人々の予期は、通常安定度が保たれている社会では、個々の窃盗事件があっても維持される（時間的一般化）。「人は人のものを盗まないものだ」との予期は、個々人の持っている様々な物に適用される（事項的一般化）。こうした事項的一般化がなされているがゆえに、誰のどの物が盗まれたとしても、それは法的機構に作動の端緒を与えることになる。「人は人のものを盗まないものだ」という予期に関しては、盗み事例があろうとも、その後も変わらず維持され、すべての物についてなりたつというコンセンサスが、人々の心的システムの内容がそれぞれ全く別であるにもかかわらず成立している、という理解が人々の間で成り立っている（社会的一般化）。

この社会的一般化については補足が必要である。これが言っているのは、

全体社会のなかの、すべての人がそう预期しているとか、ほとんどの人がそう预期しているということではない。こうしたことであれば、それは、それらの人々の心的システムにおいて成立したりしなかったりする事態にすぎない。社会的一般化ということがそうしたこととは異なるということは、裸の王様のことを考えてみればよくわかる。一人たりとも眼前に居るその人が着衣の王様であるとは信じていないときでも、「そこにいるのは着衣の王様である」とのコンセンサスが社会的空間において存在していると人々は信じており、そうであるからこそ、個々人においては、みずからは「そこにいるのが裸の王様である」と心の底から信じている場合でも、「その人が着衣の王様である」かの如く行動することが合理的であることもありうるのであるし、また、そのコンセンサスは、たった一人の無邪気な子どもの一言でたちどころに瓦解しうるのである。

法というのは、個々の心的システムとは独立の実在性をもつ全体社会という社会システムにおいて成り立つ、三次元的に展開する意味の配置なのである。そして前述のようにその存立は極めて脆いものであるから、その存立がどのように支えられるのかが改めて問題になる。ルーマンにおいて法システムの全体社会的機能が問題にされるのは、こうした文脈においてである。

2. 法システム

まず、ルーマンが法システムについて述べるところについて、概観しておこう。①法システムとは、法（法的に妥当）／不法（法的に妥当でない）の二元コードに志向するコミュニケーションからなる社会システムであり、法システムの作動とは、特定の法的主張が法的に妥当、妥当でないに振り分けられることである。②法規範は、この振り分けの基準になる。③法システムの作動は、私人同士でも起こりえ、完結しうる。たとえば、「それは私のものだから返して」「あ、そうでしたか、すいません」で実際に物が返却されれば、それまでである。もちろん、当事者同士で決着がなされず訴訟になることもある。④法システムの機能とは、規範的预期を事項的、社会的に整合的に一般化することであって、つまり、法システムが正常に作動したならば、

多かれ少なかれの内容的一般性を持った規範的予期が、ときには詳細化・変容を含みつつ、社会的に再生産される (vgl., RdG, esp., Kap. 3, Kap. 4 = 第3章、第4章)。

このうち④については、さらに検討が必要である。たしかにルーマンは、裁判による社会規範の確認強化効果を念頭においている。しかしその経験的経路にはよくわからないところがある。むしろ、ルーマン的なシステム論の結構から筋を通して振り返ってみれば、その条件依存性がむしろ浮かびあがってくるようだ。ルーマン自身が、法規範の再生産、すなわち行動予期の時間的、事項的、社会的一般化のメカニズムとして裁判による判決を重視していることは間違いないので (vgl., RS, Kap. 2 §4 = 第2章4節)、まず、判決という法システムの作動の前後で、関係するシステムの状況がどのように変化するかを、意味の三次元の様子に注意しつつ、確認しておこう。

Xが、Vの自宅に忍び込み金庫のなかの宝石Jを持ち出したところ、Xに対して・・年の懲役刑に処すとの判決が下された、という仮設的ケースを考えてみよう。

(一) 法システム作動の前の状況

Vについては、次のようである。

◆事項的次元では、一般性個別性もさまざまに

- ・人は人のものを盗んだりしない (自分のものは自分が好きな時に自分の好きなように使える)
- ・宝石Jは自分の物なのでいつでも自分の好きな時に使える
- ・宝石Jの材質は云々 (内的地平)
- ・宝石JはあのドレスDとよく合う (外的地平)

というような意味の配置が成立している。

◆時間的次元では、

(過去地平) 宝石Jは5年前に自分へのプレゼントで買った。いついつこういう場面で使った。

(未来地平) 明日もその先も、人は人のものを盗んだりしないものだ
(それゆえに可能になることとして) 明日のパーティーに宝石 J を付けて行こう

というような意味の配置が成立している。

◆社会的次元では、

他の人々も、その内心は様々であれ、すくなくとも「人は人のものを盗んだりしない」という前提で生活しているはずである
という意味の配置が成立している。

全体社会システムについては以下のようなものである。

◆事項的次元では、「人は人を盗まない(行為規範)」という理解が通用している。

◆時間的次元では、その予期は、違背があっても変更されないものであるという理解が通用している。

◆社会的次元では、こうした予期はコンセンサスである(人々はそれが実態はどうあれ、コンセンサスがあるという想定のもとで行動するはずである)という理解が通用している。

(二) 法システムの作動

法システムは次のように作動する。

まず、前提として

行為規範(事項的、時間的、社会的に整合的に一般化された) 「人は人のものを盗まないものだ」

裁決規範(事項的、時間的、社会的に整合的に一般化された) 「窃盗の罪を犯した者は、・・・の刑に処される」⁸

が置かれる。

次に、検察官の言動は、刑事訴訟法の規範を手掛かりに、「Xは、宝石J

を窃盗したがゆえに、・・・の刑に処されるべきである」という主張をなしたものと、検察官に帰属される。

最終的に検察官の主張を是認する判決が下されると、法／不法の二元コードに関係づけられることで、上記の検察官の主張が法システムに帰属される⁹

その結果、法システムにおいて（つまり、以後、法システムに参加する人にとって）、「Xは、宝石Jを窃盗したがゆえに、・・・の刑に処されるべきである」ということになる。

法規範の面では、前述の

行為規範 「人は人のものを盗まないものだ」

裁決規範 「窃盗の罪を犯した者は、・・・の刑に処される」

が確認され、再生産される。

(三) 法システム作動後の状況

Vについては、次のようになる。

◆社会的次元では、他の人々も、その内心は様々であれ、すくなくとも「人は人のものを盗んだりしない」という前提で生活している、という意味の配置が成立している。

◆時間的次元では、

(過去地平)

- ・宝石Jは5年前に自分へのプレゼントで買った。いついつこういう場面で使った。
- ・宝石Jはいついつ盗まれた
- ・宝石Jをつけてパーティーに行けなくなった

8 ルーマンは、行為規範／裁決規範の区別に言及することはほぼないが、全体社会レベルで成立している行為規範を想定した裁決規範をもとに裁判が行われるということを想定しているように思われる (cf., Luhmann, 1988)。

9 システムへの観察の帰属という言い方をルーマンはあまりしないが、「特定のコード化された機能システムに自分の観察を帰属させる」(SdR, S. 87 = 96 頁) という用例がある。

(未来地平)

- ・ 明日もその先も、人は人のものを盗んだりしないものだ
- ◆ 事項的次元では、
 - ・ 人は人の物を盗んだりしない(自分の物は自分が好きな時に自分の好きなように使える)
 - ・ 宝石Jは自分の物なのでいつでも自分の好きな時に使える
 - ・ 宝石Jの材質は云々(内的地平)
 - ・ 宝石JはあのドレスDとよく合う(外的地平)

全体社会システムについては、以下のものである。

- ◆ 事項的次元では、人は人を盗まない(行為規範)という理解が通用する。
- ◆ 時間的次元では、その予期は、違背があっても変更されないものであるという理解が通用する。
- ◆ 社会的次元では、こうした予期はコンセンサスである(人々はそれが実態はどうあれ、コンセンサスがあるという想定のもとで行動するはずである)という理解が通用する。

3. 法システムの作動と機能

上記のように、法システムの作動を通じて法規範が確認・再生産されるというのが、ルーマンの描くストーリーである。もちろん、このようなイージー・ケースではなくハード・ケースであったならば、生じるのは規範の単純な再生産ではなく、そこには修正や具体化が含まれることになる。システム・レファレンスを明確にし、意味の三次元を描き分けながら、一連の経過を振り返ってみれば、法システムの作動を通じての、全体社会システムに対する機能の実現は、つまり、全体社会レベルでの行為規範が、裁決規範を前提とした法システムにおける裁判を通じて再生産されるということは、無条件に生じるのではなく、むしろ相当の条件が必要だろうということがわかる。というのは、意味の配置は三次元で独立に変容するばかりか、少なく

とも、それぞれ3つの意味の次元を伴う、法システムと全体社会システムという、複数の社会システムの相互関係がかかわるからである。

裁判を通じての法規範の再生産の条件について、ルーマンがどう考えているか細部には不明なところがあるが、彼の所論から、おおよそ彼は次のようなことを考えているように思われる。

まず、事項的次元では、裁判が前提とする専門用語の概念体系（法システム側の事情）が、日常世界を形作る概念体系（全体社会システムの側の事情）と、還元できないまでも矛盾が生じない程度に連続性を有することが条件になる（cf., Luhmann, 1988）。

時間的次元では、全体社会システムにおける行為規範も法システムにおける裁決規範も、時間的に一般化されていることが想定されていることも条件となりそうである。

社会的次元については、事情は複雑である。そもそも法規範、すなわち全体社会システムの水準で予期が時間的、事項的、社会的に一般化されたものの存立は、前述のように、存外と脆いものである。全体社会の関係者のなかには、各人にとって一生直には出会わない人が多数含まれているが、それにもかかわらず、「おおよそ人は然々の場合、かくするはずである」とのコンセンサスが成り立っているはずであるとの想定の下に、人々が行動しようというのは、無前提に成り立つ事柄ではない。しかし、規範の内容や妥当性が社会の中であやふやになることがあったとしても、そのようなケースでも、裁判所で有権的に判決が下されるならば、たいていの場合、人々は、他の人々も、その判決で前提とされた法規範の内容を全体社会で成り立っているコンセンサスだとみなして行動するだろう、と想定はしようということは、多くの社会で成立しそうである。

では、それはどのような社会的メカニズムによってだろうか。ルーマンが想定しているのは次のような理路である。裁判手続きは政治システムの動態の一環でもある。手続きによる正統化のメカニズムにより（vgl., Luhmann 1969 = 1990年）、当事者は主観的な思いはどうあれ、たいていの場合、裁判による判決に従わざるをえない。人々は、多くの場合こうしたことを背景

に、他の人々も「同じような状況になれば誰でも判決を受容するだろう」と想定するだろうということを根拠に、判決の前提となった法規範はコンセンサスがあるものとして通用するだろうということを前提に行動するようになるだろうと想定できるだろう(vgl., RS, Kp. 2 §4 = 第2章4節)。ちなみにこれは政治システムから法システムへの、寄与、遂行(Leistung)である。

このように、判決を通じての法規範の再生産というのは、政治システムから法システムへの寄与も当てこんだ、これだけでも相当に複雑な、被媒介的事態であるが、これがルーマンによる、法システムの作動を通じてのその機能の発現様式の一応の説明である。しかしなお、ルーマンも、裁判所が有権的判決を下すだけで常にこうした法規範の再生産が成り立つと言っているわけではなく、それがその最有力なルートの一つであると言っているに過ぎない(vgl., RS, Kap. 2 § 4 = 第2章4節)。実際、次節で見ると、ルーマン自身も、それが困難になるケースを想定している。

三 全体社会の変化の影響——リスク社会化を例に

1. リスク社会化への法システムの応答

以上、心的システムとあれこれの社会システムが相互に関連する中で、それぞれのシステムにおける意味の三次元が、どのように変化するかを見てきた。そして、その背景に照らして、法システムの機能がどのようにして発揮されるかも見てきた。しかし、意味の三次元は連関しつつも、独立に変動する。したがって、法システムが作動したとしても、いくつかの条件が満たされて初めて、規範の三次元での整合化は、なされうるのであった。ということは逆に、法システムが作動したとしても、その機能が果たされなくなるケースもありうるのではないか。実際にルーマン自身が、そのうしたことを、リスク社会化を例に指摘している。

社会全体としても、個人としても、さまざまな「リスク」を想定しつつ行動しなければならぬ時代になってきたということはしばしば指摘される。そのことを捉えて「リスク社会」という言葉を使う人もいる。しかし、こう

した状況をより正確に捉えるとどういうことになるのかという段になると、論者の意見は多様である。ルーマンによれば、望ましくない結果が誰かの「決定」の結果だとして帰責される傾向が強まってきたことにポイントがある(vgl., SdR, esp., Einleitung = 序文)。

さて、そもそもリスクというものをこのようにとらえれば、ルーマン曰くに、法システムがそれをうまく扱うことは難しいことになる。「時間的次元と社会的次元の緊張関係が新しい問題を提起している」(SdR, S. 78 = 87頁)。以下では、前節までに確認したことをもとに、このルーマンのテーゼに妥当な解釈を与えることを試みたい。

個々人にとってみれば、法規範、すなわち事項的、時間的、社会的に一般化された予期に準拠して行動することの妙味は、おおむね自分の目的を達成できること、すくなくともおおむね自分が不利な立場に置かれないことにあった。しかし、リスクの観点が一般化すると、行為の時点では確定的に予想できない未来の不都合な結果が、未来において事後的に、自らの行動に帰責されたり、さらにはその時点であえてリスクをとらなかつたことに帰責されたりすることが、増える。また同様に、行為時点に視点をとつても、帰責を避けるという観点から自己の行為を決定しようとしても、未来が不確定である以上、それは確定的な行為の根拠を提供しえない。つまり、法規範が存在することの妙味が薄れてくるのである。

リスク社会化が難しい問題を提起するのは、法システムの機能発現を中心で支える裁判というものにおいても同じことである。法的思考に結果志向が導入される(SdR, S. 69f = 78頁)。

ルーマンは、民法における危険責任の思想の広がりについて、次のように述べる。

「責任法ならびにその枠内での危険責任がそうである。ここでは、ある行為が許容されている、つまり、合法的であるが、損害がもたらされた場合には、合法であるにもかかわらず損害を賠償する責任がある、ということが問題になっている。・・・言い換えれば、ここではリスク計算が、場合によつ

ては加害者となりうる者にまかされている、さらに言えば、その計算が課されているわけである。しかしこれによって、合法／不法という明確に区切られたコードが接触することになり、志向価値の点で制限されてしまう。旧来の法教義学の中では『所有者が危険を負う』あるいは『自分の権利を行使するものは誰も害しない』といった厳格なルールが妥当していたが、今や、合法と不法とへの一般的な割り振りを通しては規制できず損害が発生するかしないかという偶然に左右される合法的な利害同士の衝突と、かかわりあわねばならなくなる。」(SdR, S. 69 = 78 頁)

ルーマン独自の用語が含まれているので、少し補足する。人が行為するとき、暗黙の裡に、自分の行為は法的に妥当である(合法)という主張をそこに込めている。そして、自分の行為が法的に妥当であるならば、将来何が起ころうとも、自己の行為に何かの不利益を帰責されるいわれはないはずである。ところが、危険責任の概念が妥当する行為領域においては、合法的な行為をしても帰責される可能性がある。したがって、そこでは合法か不法かという観点が行為決定に際してもつ意義が薄れる(志向価値の点で制限される)ことになる。

意味の時間的次元で未来の地平が重要性が、未来に望ましくない結果が生じたらその責めが決定者に帰せられるという前提の下で現在決定する必要があるケースが増えるという形で、増すことになる。まさに(法)規範が軽減するはずの、人々の負担を、法規範が軽減できなくなるのである。しかももちろん、法システムの中心たる裁判所は、こういうケースが持ち込まれたときにもなんとか対応しようとしてきた。ルーマン曰く。

「規範・・・の形成を根拠づけようとした諸理論は、しかるべき慣例 Konvention のわかりやすい利点に依拠できた」(SdR, S. 79 = 88 頁、強調はルーマン)。

ここに、前述の意味の三次元の整合化の機構を読みこめば、次のように言え

よう。危険をはらむ行為が類型的なものであり、そうした危険が社会的に許容されるものとしてその行為にかかわる Konvention が安定的に成立している限り、行為者が行為時において予期すべき結果とそれを回避するためにとるべき行動もある程度の特定性があるはずである。したがって、裁判所は、行為者が結果予見義務と結果回避義務を尽くしたかという観点から、判決を下しうる。ここで注意すべきことは、そもそもこうした Konvention も、ルーマンの言い方でいえば、時間的、事項的、社会的を整合的に一般化されたものであろう、ということである。Konvention に違背した行動は行為者に帰責され、Konvention そのものは傷つかない（時間的一般化）。Konvention は類型的事態の生じるたびに反復される（事項的一般化）。そして Konvention は、それが Konvention として成立している限り、一般に人々はそれに従って行動するだろうと人々が予期しているだろうと、人々は予期している（社会的一般化）。そして、この三つの一般化はどれも、Konvention が成立している限り、他の二つの一般化を阻害していない（整合的一般化）。したがって、上記のように、裁判所がその Konvention を踏まえた判決を下すならば、その判決が、既存の Konvention の詳細化や修正を含むものであったとしても、人々はそれを受容するだろう。そうすれば、上述のような機構を通じて、裁判を通じて、全体社会レベルで、Konvention は、修正・詳細化を含みつつ、再生産されるだろう。同様のことは、刑事法の分野で、公害を引き起こした企業に対する業務上過失傷害罪等の適用が問題になるケースでも言えるはずである。

このように、未来に望ましくない結果が生じたらその責めが決定者に帰せられるという前提の下で現在決定する必要があるケースが増えるという状況のもとでも、Konvention が成立している行為領域においては、法システムは、予期（具体的には特定内容の結果予見義務と結果回避義務）の時間的、事項的、社会的一般化、つまり全体社会レベルでの法の（変容を含みつつの）再生産という機能を果たしうる。

2. リスク社会化と法システムの機能発揮の困難化

とはいえ、リスク社会化の状況、つまり、未来に望ましくない結果が生じ

たらその責めが決定者に帰せられるという前提の下で現在決定する必要があるケースが増えるという状況のもとでも今日、まがりなりにも法システムがその機能を果たしているのは、あくまで相当な行為領域において Konvention が成立しているからであって、その意味でそれは条件依存的事態である。では、この条件は常に満たされるのであろうか。

この点、ルーマンは原子力発電所などのハイテクノロジーについては、悲観的である。つまり、「時間的次元と社会的次元の緊張関係」(SdR, S. 78 = 87頁)は解消しないかもしれない。

ハイテクノロジーの特徴は、ルーマンによれば、決定者=受益者=被影響者とは限らず、どの範囲のものが非影響者になるかが状況依存的であり(原発であれば、だれが犠牲者(被影響者)になるかは風向き次第であり、事故が10年後か100年後かによって犠牲者の集合は大きく異なる)、しかも、確率は低いが実現したときにはカタストロフィーにいたる危険については被影響者たちがリスクを経験することがない、ことである(SdR, S. 119ff = 132頁以下)。そのうえでルーマン曰くに、

『リスク』という言葉で理解されているのは、蓋然的である／蓋然的でないというメディアの中での形式の形式だということである。このメディアがそれ自体、一方の側面から他方の側面への移行を容易にする二側面を有した形式となっている。十分な蓋然性／十分な非蓋然性をという要求を高めたり低くしたりできる。しかも、一方の人にとっては十分でも他方の人にとっては不十分だったりする。蓋然的であるという考え方が総じてそうであるように、いっさいの測定もまた仮構的であり、それゆえ拘束力はない——少なくとも未来についての陳述が問題となっている場合にはそうである。まさにそうであるからこそ、このメディアの中で諸形式を固定させていくのは比較的容易である。というのは、すでに未来に生きている人など誰もいないし、したがって未来について他人より良い知識をもっている人もいない、ということは確実に言えるからである。とはいっても、このように形式の固定が容易だからといって、合意に達するのも容易だとか、受容すべしと要求可能な

リスクに関して関係者間で了解しあうのも容易だ、というわけでは決してない。というのは、蓋然性というメディアの中での形式結合の容易さは、合意 *Konsens* を達成したいと思っている人にも、またそれと同程度に、不合意 *Dissens* をコミュニケーションしようとする人にも与えられているからである。確実に言えるのは、こうした布置連関は、総じてみると社会的次元により大きな重みを与えており、・・・」(SdR, S. 81 = 91 頁)

この一節にもルーマンに特有の概念が多用されているが、それをかみ砕き、かつ、既述のことを合わせ解釈すると、ここではおおよそ次のようなことが述べられている。人々は世界を一般的に蓋然的である／蓋然的でないという観点の下で見ることができる。リスクとは、そのような観点で世界を見ることを前提としたうえで、さらに、蓋然的であったりなかったりする未来の結果が現在の決定の帰結として生じるという観点の下で、現在過去未来の出来事を位置づけるときに機能する概念である。つまり、決定者に帰せられる不都合な結果が「リスク」なのである。リスクを決定者が取るべきか否か、また、リスクに対して決定者はどのような備えをなすべきか、の判断については、そのリスクの発生およびリスク回避策の効果発揮の蓋然性が問題になる。つまり、一般に、リスクの発生の蓋然性が高ければ高いほど、また、リスクを取ることの予想損害が大きければ大きいほどそのリスクを取るべき理由が弱まり、リスクを取ることによって得られる利得とリスク回避策成功の蓋然性が高ければ高いほど、リスクを取るべき理由は強くなる。しかし、この蓋然性の程度は、あくまで予測にすぎない（その予測の信頼性はケースによりまちまちである）。もちろん、決定者と受益者と非影響者が一致していれば、特定のリスクを取り、特定のリスク回避策を取り、特定のリスクヘッジ策を取る根拠となる蓋然性／非蓋然性の想定は、いわゆるリスク計算の範疇であり、そこに計算ミスがあっても、いわば自己責任ということで処理可能であろう。しかし、ハイテクノロジーにおいては、決定者と受益者と非影響者は必ずしも一致しないし、それどころか、個々人においてすら自分が決定者／被影響者のいずれになるかということは、「今」の時点においては確定でき

ないのだった。したがって、特定のリスクを、リスク回避策を、リスクヘッジ策を取る根拠となる、蓋然性／非蓋然性の程度に対する要求は、人によって異なることになる。しかも、その分岐は、自分が将来において決定者、非影響者、受益者のどれになるか現時点ではわからないのだから（一人二役のこともある）、既存の社会集団とは一対一に対応することもない。つまり、そういう要求についてのコンセンサスが部分的にでもあるのかないかについてのコンセンサスすら存在しないことになる。しかも、こうしたギャップをコミュニケーションによって埋める可能性についても、ルーマンは悲観的である。つまり、ハイテクノロジーに関しては、不可避的に行為者と観察者（もちろん人々は状況ごとに交互にこれらのポジションを取る）のパーспекティブの分岐が生じるが、「この分岐は、何らかのコミュニケーションによっては決して取り戻せない仕方でも再生産されていく。なぜなら、コミュニケーション過程に関与している人々もつねに同時に行為し観察しているからである」（SdR, S. 77 = 87 頁）。しかも、ハイテクノロジーにおいては、発生確率は低いもののいったん発生した場合にはカタストロフィーを引き起こすような危険が問題になるから、試行回数を稼ぐことによって世間の結果予見義務と結果回避義務の相場観が形成されることを期待することもできない。これは皮肉なことに、ハイテクノロジーの設置者・運営者が誠実に仕事に当たれば当たるほど、そうなのである。試行回数が減るのであるから。

したがって、ハイテクノロジーについては、前項で見たような、リスク社会化のもとでも法システムの機能発揮を可能にしていた、Konventionが事前には形成されがたく、また、裁判所を判決を契機にKonventionが生成する見込みが立たない、ということになる。つまり、行為領域ごとの、結果予見義務と結果回避義務が特定されがたく、全体社会レベルでの収束を期待しがたいのである。こういう意味で、「時間的次元と社会的次元の緊張関係が新しい問題を提起している」（SdR, S. 78 = 87 頁）。これすなわち、ハイテクノロジーが関わる分野においては、法システムの中心たる裁判所の判決を通じての法の生成・再生産という機能が発揮されにくいということである。

おわりに

以上、法規範の存在意義、法システムの動態を通じてのその機能の発揮様式、リスク社会化におけるその機能発揮の困難化など、関連する一連の論題を例にとりながら、関連する諸システムにおける作動と意味メディアの変動を相関的に記述することを試みてきた。意味メディアにおける意味の変動は、三次元的に展開するがゆえにを、こうした記述は、三次元的に変動するもの同士の関係を記述することになるから、見られるように、相当に複雑になる。問題は、こうした記述をなすメリット如何だが、既述のところから、おおよそ次のような点においてその労苦は十分に報われるものと思われる。

第一に、こうした記述は、ルーマンにおいて比較的に関連が不明確なままに放置されていた作動の理論と意味の理論を自覚的に結びつけながら利用していくものであるが¹⁰、そうすることは彼の社会理論の全体像の理解についても、いくらかの寄与をなすであろう。たとえば、ルーマンは、コミュニケーションが行為に縮減されると言うが (SS, S. 192f = 189 頁)、これは、ある人の身体的挙動が「しかじかの行為」として、その心的システムを背後に想定するところの「人格」に帰属されるという形で生じる。このこと自体は社会システムにおいて生じる事態であるが、心的システムがつねに同時に作動してはじめて生じることであるから、その具体的な記述は、本稿で触れたような、心的システム及び社会システムそれぞれにおける意味の三次元に沿った「意味」の変動の記述を伴うことになる。さらに、ルーマンにおいては、特定的人格がコミュニケーションの名宛人になることが、そのコミュニケーションからなる社会システムへの「包摂」、ならないことが「排除」とされることに注意しよう。どの人格たちがどのコミュニケーションたちに包摂されるかを追跡することで、コミュニケーションの伝播経路が特定でき、システム論とネットワーク分析が結合できるようになる。つまり、作動の理

10 たとえば世界的に見ても最も優れたルーマン理論の解釈書のひとつ、馬場 (2001) は、後期のルーマンの理論を作動一元論と特徴づけているが、ことほど左様に、ルーマンにおける作動の理論と意味の理論の関連は不明確であり、また、等閑視されてきたのである。

論と意味の理論を結び合わせて利用することで、「コミュニケーション」「行為」「人格」「包摂／排除」などの重要な諸概念の間の関係が明確になり、ネットワーク分析との結合など、新たな経験的研究への道が開かれることが期待される。

第二に、意味の理論と作動の理論を自覚的に結びつけることで、ルーマン派システム論のなかで概念史研究に偏って位置づけられていたゼマンティック(Semantik)研究を、本稿三節1.で若干見たように、現代社会分析のなかでも使用できるようになる。

第三に、従来十分に関連づけられてこなかった、システムの動態の理論と機能の理論も、作動の理論と意味の理論の自覚的結合により、緊密に連結するようになる。意味の布置の三つの次元は、独立に変動するので、システムの作動を契機にどのように変動するかは、条件依存的である。たとえば、法システムの機能は、意味の三次元展開を通じて、規範的予期を時間的、事項的、社会的に整合化することだとされるが、意味の三次元の変動がどのような経緯をたどるかは、本論で述べたようなかたちで、きわめて条件依存的であって、それらが整合する保証はないのであった。つまり、システムの動態を通じて機能が果たされたり、逆に果たすことが難しくなったりする経路を、具体的に検討する道が開かれるのである。

このように意味の理論と作動の理論を自覚的に結びつけることには大きな理論的利得が期待できる。しかしながら、本論で述べたところから明らかのように、このことは、ルーマンの所論に相当に解釈者の方で補充を施しそれを再構成することなしには、実施できない。ここでとくに注意すべきは、こうした困難は、意味の理論における社会的次元の意味の配置の記述において著しいことである。まず、そもそもそこでは異なるパースペクティブの絡み合うところを腑分けしなくてはならない。さらに本論でも触れたように、社会的次元には、事項的次元と時間的次元が入れ子状に現れることも事態を複雑にしている(vgl., SS, S. 119f = 114頁)。こういうわけで今後は、見通しよく作動の理論と意味の理論を自覚的に結びつけながらシステムの動態を記述するために、そのための方法論の開発が望まれることとなろう¹¹。

参考文献

- Luhmann, Niklas, „Der Sinn als Grundbegriff der Soziologie”, in: Habermas, Jürgen, und Niklas Luhmann, *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie: Was leistet die Systemforschung?*, *Theorie-Diskussion*, S. 25–100, Suhrkamp, 1971 (ニクラス・ルーマン「社会学の基礎概念としての意味」ユルゲン・ハーバーマス、ニクラス・ルーマン著、佐藤嘉一、山口節郎、藤沢賢一郎訳『批判理論と社会システム理論』木鐸社、1984年、所収)
- Luhmann, Niklas, *Legitimation durch Verfahren*, Luchterhand 1969 (ニクラス・ルーマン著、今井弘道訳『手続を通しての正統化』風行社、1990年)。
- Luhmann, Niklas, *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Suhrkamp, 1984 (zitiert als SS, ニクラス・ルーマン著、馬場靖雄訳『社会システム：或る普遍的理論の綱要(上)(下)』勁草書房、2020年)。
- Luhmann, Niklas, *Rechtssoziologie*, Rowohlt, 1972 (zitiert als RS, ニクラス・ルーマン著、村上淳一、六本佳平訳『法社会学』岩波書店、1977年)。
- Luhmann, Niklas, “Closure and Openness: On Reality in the World of Law”, Gunther Teubner (ed.), *Autopoietic Law: A New Approach to Law and Society*, pp. 335–48. Walter de Gruyter, 1988.
- Luhmann, Niklas, *Soziologie des Risikos*, W. de Gruyter, 1991 (zitiert als SdR, ニクラス・ルーマン著、小松丈晃訳『リスクの社会学』新泉社、2014年)。
- Luhmann, Niklas, *Das Recht der Gesellschaft*, Suhrkamp, 1993年 (zitiert als RdG, ニクラス・ルーマン著、馬場靖雄、上村隆広、江口厚仁訳『社会の法』法政大学出版局、2003年)。
- Luhmann, Niklas, *Die Gesellschaft der Gesellschaft 1 - 2*, Suhrkamp, 1997 (zitiert als GdG, ニクラス・ルーマン著、馬場靖雄、赤堀二郎、菅原謙、高橋徹訳『社会の社会1・2』法政大学出版局、2009年)。
- 馬場靖雄『ルーマンの社会理論』勁草書房、2001年。
- 毛利康俊「身体・知覚・時間——N.ルーマン晩年の理論展開と法秩序論」法学論集(西南学院大学)第42巻、3・4号(2010年3月)。
- 毛利康俊『社会の音響学：ルーマン派システム論から法現象を見る』勁草書房、2014年。
- 毛利康俊「法と経済——構造的カップリング・再考」法学論集(西南学院大学)、第54巻3・4号(2022年3月)、21–80頁。

付記 本稿は科学研究費基盤研究(B)(研究課題22H00601)による研究成果の一部である。

11 現状のルーマン派の理論においては、社会的次元のこうした複雑性に応じた表現手段が決定的に不足している。筆者は、それを補正するための表現方法を提案したことがある(毛利、2022年、参照)。